

当委員会に言及のあった最近の国会答弁について

平成25年2月1日 参・本会議 みんなの党 水野賢一議員

○水野議員 天下りについて伺います。自民党の公約を見ると、天下りを根絶しますと明記しています。民主党も似たようなことを言っていた時期はありました。しかし、政権を取ると、天下りあっせんを禁止とトーンダウンしてしまいました。そして、あっせんがなければ構わないという妙な理屈で、結局、天下りが続いたわけです。自民党公約を普通に読めば、あっせんの有無とは関係なく天下りそのものを全面的に禁止すると読めますが、安倍内閣はそうした方針だと理解してよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 天下りについてのお尋ねがありました。

国家公務員の再就職に関して問題なのは、公務員OBの口利き、予算・権限を背景とした再就職の押し付け等の不適切な行為であります。昨年立ち上がった再就職等監視委員会による監視の下、こうした不適切な行為を厳格に規制していくことで、天下りを根絶し、再就職に関する国民の疑念を払拭してまいります。

平成25年2月5日 衆・本会議 みんなの党 山内康一議員

○山内議員 官民ファンドへの天下りや現役出向をさせない制限を設けるのでしょうか。それとも、天下りや現役出向を許すのでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 官民ファンドへの天下りと現役出向についてのお尋ねがありました。

国家公務員の再就職に関しては、再就職等監視委員会による監視のもと、国家公務員法に基づく再就職規制を厳格に運用し、天下りを根絶してまいります。

また、独立行政法人等への現役出向については、大臣の任命権に基づいて行われるものであり、現役公務員の専門的知識を活用すべく、適切に実施してまいります。

平成25年3月5日 衆・本会議 みんなの党 渡辺喜美議員

○渡辺議員 自民党は、選挙公約において、天下りの根絶を明記しています。第一次安倍内閣のときは、参議院選の日程を延期してまで、各府省による天下りあっせんを全面禁止するという、霞が関にとっては驚天動地の法改正を行いました。天下りとは、官が民をステルス的に支配するため、役所が独立行政法人等を植民地化し、人事の一環として役人を送り出すことです。官僚統制、中央集権の生態系の頂点に位置するシステムです。第一次安倍内閣は、東京証券取引所自主規制法人理事長や成田空港株式会社の社長人事に天下りを行うことに猛反対いたしました。

天下り人事は、必ず、規制改革や民営化によって持続的成長をもたらす場合の障害となります。前政権時代に決まったことではありましたが、日本郵政社長、公取委員長などの人事を見ると、安倍政権のかつての決意が揺らいでいるように思えてなりません。

総理、選挙公約のとおり、天下り人事は今後一切行わないと考えてよろしいでしょうか。御決意を

伺います。

○安倍内閣総理大臣 天下りについてのお尋ねがありました。

国家公務員の再就職に関して問題なのは、公務員OBの口利き、予算、権限を背景とした再就職の押しつけ等の不適切な行為であります。昨年立ち上がった再就職等監視委員会による監視のもと、こうした不適切な行為を厳格に規制していくことで天下りを根絶し、再就職に関する国民の疑念を払拭してまいります。

平成25年3月11日 衆・予算委 民主党 後藤祐一議員

○後藤議員 行政改革について質問をさせていただきたいと思います。第一次安倍内閣の際に、安倍総理が一番行政改革の中で力を入れたのは恐らく公務員改革だったのではないかというふうに思いますが、二〇〇七年の参議院選挙の直前の国会を延長してまでも国家公務員法改正案を通されました。

そのときの衆議院本会議での安倍総理の答弁で、この法案の内容的な説明も含めて申し上げますが、こういう答弁をされておられます。

「各省庁による再就職あっせんを禁止し、そして官民人材交流センターに一元化するほか、離職後の再就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により、退職管理の適正化を図ることとしております。これらの措置により天下り問題は根絶できるものと考えております。」と答弁しておられますが、本当に根絶できたのでしょうか。

我々は、その後、二〇〇九年に政権をお預かりしてから、やはり天下り問題は根絶できていないと考えまして、その後、あっせんの全面禁止、これを早急に、政権交代したあの二〇〇九年九月のうちに決めました。

そして、独立行政法人の役員については公募制にするですとか、実際、その数字がそれで変わったんですね。第一次安倍政権のとき、例えば、独法の常勤役員に占める公務員OBの割合というのは、二〇〇六年十月一日で三九・四%だったんですが、我々の政権の後半、昨年十月一日現在、六・五%まで下がっています。

また、公益法人、ここはまさにあっせんで行く場合が多いんですけども、この二〇〇九年度というのは、主に六月に退職される方が多いですから、霞が関のいわゆる管理職ベースで見た場合に、三百九十八人の方が公益法人に再就職されていたんですが、その次の年、我々が厳しくあっせん禁止をしてから、九十六人に、ほぼ四分の一に減っているんですね。我々は、そこをやったからこそ、かなり天下りに対しては厳しい態度を示せたというふうに思っておるんです。

総理に伺います。第一次安倍政権のときの公務員制度改革法案、天下りに関しては甘かったんじゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 甘かったという御指摘がありますが、しかし、いわゆる天下りに対して、あの法律改正は二つ意味があって、一つは、省庁の権限を背景としたあっせんによる天下りはなくしていくというものであります。ということは、それがそれまで広く行われていたわけでありまして。もう一つは、いわば役所組織における能力による昇格等を決めていくということでありまして。

そして、これはまさに今までなかったところ、新しいところに新天地を切り開いていくわけでありまして、それは相当の困難さがあったということでありました。同時に、それは不断の努力によっ

て達成されるべきものだろう。しかし、あのときにこの法律改正をしなければ、今日行われているさまざまな前進は全くなかったということは確かに言えるのではないかと思います。

○後藤議員 甘かったかどうかについての答弁は全くなかったんですが、数字がこれを物語っていますので。

稲田大臣に伺いたいと思います。今、総理は、権限を背景にしたあっせんを禁止したとおっしゃっていますが、この権限を背景にしたという修飾語をつけちゃうところが役所の言いなりなんです。あっせんを禁止すると、明確に我々ははっきりさせたわけです。このあっせんの禁止については、二〇〇九年九月二十九日の閣議において、内閣総理大臣発言ということを根拠に行ってきましたが、これは現時点において有効なのでしょうか。

ちなみに、このあっせん禁止が有効かどうか、二月二十八日現在で事務方に確認したところ、今の時点では有効なのかどうかもわからないというような御説明を受けておりますけれども、今、三月十一日において有効かどうかを確認します。教えてください。

○稲田大臣 ただいまの委員の御指摘は総理の発言ということでございますので、総理の発言自体を安倍内閣が引き継ぐことはないと思います。

○後藤議員 ということは、現時点では、あっせん禁止は有効でなくなっていて、あっせんは可能だということでしょうか。

そして、もしあっせんが可能だとすれば、いかなる基準によって、誰があっせんをすることが認められているのでしょうか。

○稲田大臣 再就職のあっせんの禁止や新規採用の抑制等により公務員の年齢構成の高年齢化が進展している中、組織の活力を維持向上させることが課題だと思っております。

このような状況の中で、公務員がみずからの能力を生かし、第二の人生を選び取って、その能力を発揮していくことは重要であると思っております。

そのため、早期退職募集制度の施行に合わせて、それを効果的かつ透明性の高い形で行うため、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行う仕組みを導入することが現政権での考え方であると認識をいたしております。

○後藤議員 稲田大臣は、御自分の著書「私は日本を守りたい」という本において、天下り、わたりは全面禁止、在職期間に応じた一定の期間は、いかなるルートによるものであれ、許認可の及ぶ業界等への再就職を禁止すべきだと私は思っていますと書かれておられますが、今されていることというのは、その本で書いていることの全く逆をやられておられないでしょうか。

安倍総理に伺いたいと思いますが、あっせん禁止を継続する意思はありませんか。今、稲田大臣がお答えになられたように、あっせん禁止はやはりやめてしまっって、その昔のようにあっせんをある程度やるというところに戻るといってよろしいのでしょうか。

総理にお願いします、稲田さんにはさっき聞いたんですから、この質問は。

○山本委員長 もう一回、短く、ちょっと稲田さん。(発言する者あり) まあ聞いてください。

○稲田大臣 今、私の著書を引用いただきましたが、その精神は今も変わっておりません。

そして、安倍第一次内閣において、国家公務員法を改正して、そして、府省庁のあっせんによる再就職を禁止したところと認識いたしております。

○後藤議員 であるならば、現在あっせんが行われているわけであって、何月何日に、どのような規定においてあっせんをルールで決めたいのでしょうか。

何らかのルールがなければあっせんはできないと思うんですけれども、その根拠を示してください。

○稲田大臣 現政権の基本方針につきましては、先ほど私が答弁いたしたとおりでございます。

安倍第一次内閣において国公法を改正をして、府省庁のあっせんによる再就職は禁止をいたしておりました、再就職監視委員会において厳格に運用しているところと認識をいたしております。

○後藤議員 再就職監視委員会は機能していなかったんですよ。そこで、動かすには新たな基準が必要なんですよ。その基準があるのですかと聞いているんです。

○稲田大臣 委員が何をこだわっておられるのかわかりませんが、再就職監視委員会は、国会同意を得て委員長が任命され、昨年三月に立ち上がったところ、同委員会における監視体制のもと、現行の再就職規制を厳格に運用してまいりたいと思っております。

○後藤議員 今、ルールが本当はないんですよ。

例えば、経済産業省から電力会社に行っているのかとか、あるいは、補助金を幾ら交付していたらその補助金をもらった会社に行っちゃいけないとか、昔は人事院の承認というのがあって、物すごく細かくルールが決まっておりました。これに関するルールは今存在しないんですよ。だからこそ、あっせんをするときには相当気をつけてやらなきゃいけないはずで、相当厳密な基準がないと、あっせんはできないはずなんです。

今のような曖昧な答弁では、例えば、この三月三十一日にやめる方がもしかしたらおられるかもしれない、あっせんは既に行われているかもしれないんですよ。

では、現時点で、あっせんの準備をされているかどうかを伺います。

○稲田大臣 何度も同じ答弁で恐縮でございますけれども、安倍第一次内閣において国公法を改正いたしまして、府省庁のあっせんによる再就職を禁止いたしております。そして、再就職監視委員会において、その運用を厳格にしているところでございます。

○後藤議員 要するに、ルールなきままあっせんをしているという状態に至ったということなんです。信じられないことです。

再就職監視委員会で、どういう会社だったらあっせんしていいのか、どういう会社だったらよくないのかというルールが今、示せないじゃないですか。それをぜひ……（発言する者あり）では、今その申し出があった場合にはどうするんですか。あっせんはできる状態なんですよ。していないで

すが、これからできるわけですよ、現時点では、法制上。

あっせんができる以上、何らかのルールが必要なわけで、そのルールをぜひこの場に示していただきたいと思います。

○稲田大臣 何度も恐縮ですが、あっせんは禁止いたしております。

○後藤議員 あっせん禁止は継続しないで、あっせんできると先ほど答弁して、今、あっせんは禁止していると答弁して、どっちが正しいんですか。どっちの答弁が正しいかわかりません。

総理、ちょっと、はっきりさせてください。

○安倍内閣総理大臣 あっせんは禁止をしております。

ですから、安倍内閣において、かつて行われていたような、そうした省庁によるあっせんは行わないということは、はっきりと申し上げておきたいと思います。

そして、今、委員は、何か具体的な事柄を挙げて、これがおかしいじゃないかと言っておられるのではなくて、あっせんを禁止していないんじゃないかと、まるで、やっていないことをやっているかのごときの質問をされても、なかなか答弁するのが難しいんですよ、正直言って。

ですから、申し上げたいことは、我々はあっせんはしないということは申し上げておきたいと思います。

○後藤委員 時間が来たのでこれで終わりにしますが、再就職監視委員会による、権限なんかを背景にしないあっせんは否定していないですよ、今の答弁も。

要は、府省庁によるあっせんはしないというのはわかりますよ。再就職監視委員会によるあっせんは否定していないですよ、今の総理の答弁は。かつ、そこに、どういうところだったらあっせんできるのかというところの基準も示せていないですよ。

そこは大変な問題だということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

平成25年3月15日 衆・内閣委 民主党 後藤祐一議員

○後藤議員 さて、天下りについていきますが、この前の予算委員会で、要は、あっせん禁止の、民主党政権時代の鳩山総理発言を引き継ぐかという質問に対して、引き継がないという答弁をされました。その趣旨が必ずしも明確でなかったのではっきりさせたいと思います。

いわゆる府省庁による再就職のあっせんは、これは法律でもともと禁止されています。今も禁止されています。ですが、大臣を含めた政務三役によるあっせんによる再就職、これは、少なくとも府省庁によるあっせんには含まれないことに我々のときはなっていた。今なっているのかどうかと、そして、この府省庁によるあっせんではなくて、政務三役によるあっせんによる再就職をこの自公政権において行い得る状態に今あるのか、そして、これから先、行う可能性があるのかについてお聞きします。

○稲田大臣 (略) 前回、予算委員会で、私が鳩山元総理の発言自体を引き継ぐということはないという答弁は、委員の質問が、有効か無効かという質問だったので、前政権の総理の発言自体を引き継

ぐということはないですというのは、それは一般論として申し上げました。しかしその後、私が具体的に述べたように、官民人材交流センターによる再就職のあっせんを直ちに再開することを考えているわけではございません。

そして、今の質問ですが、政務三役によるあっせんについては国家公務員法上の規制はありませんが、引き続き、政務三役によるあっせんを行うことは考えておりません。

○後藤議員 政務三役によるあっせんによる再就職はしないというのは、政権全体の方針ということだと受けとめさせていただきます。それでよろしいかと思いますが、今の答弁で初めてそのことが確認されたんです。何でその形式行為を行わないんですか。

これは官房長官にお聞きしますが、政務三役によるあっせんによる再就職をしないということは大変重大な事実なんです、これは法律上曖昧ですから。これは自公政権でしないということを形式行為としてきちっと決めるつもりはありませんか。

○稲田大臣 今答弁をいたしましたように、閣議決定をしているわけではありませんけれども、総理とも認識は共有していると考えております。

○後藤議員 この答弁で初めて出てきたんですよ、聞くまではわからなかったんですよ。もうちょっと言うと、二月二十八日に事務方に、私は、それは有効なんですか、今どうなっているんですかと聞いたら、わからないという状態だったんですよ。そんなことでいいんですか、こんな大事なことが。

閣議決定しろとまでは言いませんよ、本当はその方がいいけれども。せめて総理大臣が発言したということを形式行為としてきちっと残して、稲田大臣の答弁をほかの大臣なんて知らないじゃないですか。今知っていますか、ほかの大臣。これは大事なことですだからきちんと閣議の場でやってください、官房長官。しかも、もう政務三役のあっせんはやらないと決めたんだったら、堂々ときちんとそういう形にしたらいじゃないですか。それはお願いとして申し上げておきたいと思います。

次に、官民人材交流センターによるあっせんによる再就職は、先ほどちょっと触れておられましたけれども、これについては、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、民主党政権では行っておりませんでした。これと同じ方針で臨むということではよろしいですか。

官民人材交流センターによるあっせんによる再就職を一切やらないのか、あるいは、やるとすればどういう場合か、お答えください。

○稲田大臣 官民人材交流センターによる再就職のあっせんは民主党政権下で行っていないという、その方針と同じ方針で臨んでまいります。

○後藤議員 もうちょっと正確に答弁してほしいんですが、さっきの、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合というのは実際にあったんですよ。年金機構が、民間で外に出たときに、一回これはやっているんです。その場合を除きということですね。そうじゃなくて全面ですか。そのぐらい正確に答えてください。

○稲田大臣 御指摘のとおりでございます。

○後藤議員 もう一つあります。二十五年度から、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うということになっています。二十五年度予算にも入っています。これは、民主党政権でもやろうということになっていました。実際、これでかなり年の上の方を抱えなきゃいけなくなるので、いわゆる民間企業における早期退職を促すような形で、再就職支援会社をお願いして再就職先を探してもらうということを国でもやろうということで、私は、この方針に賛成ですし、問題のない再就職はどんどんやるべきだと思いますが、では、どんな会社だったら行っていいのかというところをきちっと基準をつくっておかないと、結局、天下りの裏ルートになってしまう。

さて、今申し上げた民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行う際の基準、つまり、再就職者がどのような事業者に対しては行ってはいけないという基準にするつもりですか。

○稲田大臣 国家公務員基本法に規定をされている再就職禁止の法律が基準だと思います。

○後藤議員 それは基本法じゃないんです、国家公務員法百六条の三です。恐らく、求職活動の規制に基づいてやるということじゃないんですか。違うんですか。(稲田大臣「もう一度」と呼ぶ)

要は、再就職支援会社がどういう会社に対しては紹介していいかどうかということの基準は、例えばこの局の人はその局が所管しているような会社に行っちゃいけないとか、多少基準が要るはずなんです。それはいかなるルールにのっとってやるつもりですか。

○稲田大臣 天下りが禁止されているのは再就職のあっせんですよ、府省庁による。退職後の就職先というのは別段規制されていないと思います。ただ、在職中の職員が就職活動するのは利害関係のある会社だと認識をいたしております。それが国家公務員法の百六条の五ですかに規定されている天下りの禁止で、それは基準になると思います。

○後藤議員 大臣、何もわかっていないんですよ。

再就職支援会社が再就職先を見つけてきたとします。まだ再就職していない現職の方をそこにはめようとするわけですよ。どこかで面接するわけですよ。再就職しようとしている現役の方と、再就職する先の会社と面接するんです。その瞬間、求職活動規制にひっかかっちゃうんです。そのことを言っているんです。百六条の三のことを言っているんです。

少なくとも百六条の三のルールは守らないと、恐らくこの運用はできないんじゃないんですか。プラスアルファで何らかのルールを設けるつもりはないんですか。

○稲田大臣 私が今答弁していたのはまさしくそのことですよ。

ですから、今、在職中の職員が利害関係の会社とマッチングすることは禁止をされているわけですから、それが再就職支援会社の、その相手先の会社の基準になると思います。

○後藤議員 今、求職活動規制、国家公務員法の百六条の三に基づいて、再就職支援会社の、再就職先の会社を探すルールはそれに基づいてやるということですね。

その場合、この職員が職務として携わっていた許認可だとか補助金になるんです。つまり、同じ省の中でやっていたり、隣の課がやっていたら関係なくなるんです。

具体的な場合を申し上げます。例えば、航空局の課長さんとか局長さんがJRに再就職する、

これは求職活動規制だとできちゃうんですよ。ところが、今は、自分で求職活動でそんなところへ行ったら怪しいですから、さすがにそういうことはしないという自制が働くから求職規制がきいているんです、実は。

ですが、このリプレースメント会社がそういったところを探してくる。国交省が何とかたくさん送り込みたい、外に出したいと。いいことなんですよ。それを考えた支援会社は、あっ、ここの国交省の管理職だったら、こういう会社が欲しがらんじやないかなというところを思いつくわけです。それは当然、国交省の関連企業を探してくる可能性はあるわけじゃないですか。そのときに、今言ったような、では航空局の課長さんなりとしましょう、JRへこの再就職支援会社が紹介することは可能ですか。そういうルールにするつもりですか。

○稲田大臣 現行法の求職活動規制では、利害関係企業等以外の企業等への再就職活動は認められております。そして、違反事例が行われないようにするため、再就職等監視委員会による監視体制も整備をされております。

今委員が御指摘のケースについては、個別具体の事例に即して個々に判断されることになるのではないかと考えております。

○後藤議員 非常にクリアにわかっているんですが、最後の、個別に判断するというのは、もう一回言ってください。航空局の課長がJRを紹介された場合に、個々に判断するというのは、それはだめと言うんですか。だめと言うんだとしたら、いかなる基準に基づいてだめと言うんですか。

○稲田大臣 今の御指摘の個別具体的な事例に即して判断することになるかと思えます。

○後藤議員 いかなる基準に基づいてやるんですか。

先ほどの百六条の三の求職活動規制のルールだとしたら、合法なんです、明確に。だめだと言えないはずなんです。だから、それはオーケーということですか。それとも、百六条の三以外により厳しいルールを別途つくって、それに基づいてチェックしていくんですか。どっちですか。

○稲田大臣 百六条の三の規制が基準になると思えます。

○後藤議員 もう時間が来たのでやめますが、ということは、航空局の課長はJRに行けるということ、それを紹介していくということになるわけですね。それを確認して、質問を終わりたいと思えます。

これは今後禍根を残すと思えますので、今のうちに厳しいルールをつくることを官房長官が検討することを私はお勧めします。